

平成 26 年度第 20 回職員分限懲戒部会 会議要旨

1 日時

平成 27 年 3 月 25 日（水曜日） 12 時 30 分～13 時 20 分（持ち回り）
平成 27 年 3 月 26 日（木曜日） 14 時～14 時 50 分（持ち回り）
15 時 30 分～16 時 20 分（持ち回り）

2 場所

松浦・畑村法律事務所、米田総合法律事務所、土肥法律事務所

3 出席者

松浦委員長、井筒委員、土肥委員
（事務局：人事室人事課）
岩田課長代理、野田担当係長
（教育委員会事務局総務部総務課）
笠作課長、山東担当係長

4 議題

3 月 30 日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 会議要旨

以下の事案の処分の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

- (1) こども青少年局職員の公文書の不正作成及び不正乗車事案
- (2) 福祉局職員の傷害事案
- (3) 交通局職員の信号冒進事案
- (4) 大正区役所職員の私金立替及び一時扶助費未払い事案（管理監督責任）
- (5) 環境局職員の公務上交通法規違反（6 件）及び同違反に係る不適切な事務処理事案
- (6) 環境局職員の公務上交通法規違反事案
- (7) 環境局職員の公務上交通事故事案（3 件）
- (8) 建設局職員の公務上交通事故事案
- (9) 教育委員会事務局職員の入札情報漏えい事案

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp